

平成28年8月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(行コ)第196号 不作為の違法確認請求控訴事件 (原審 東京地方裁判所平成28年(行ウ)第127号)

判 決

控 訴 人 池 上 孝 則  
東京都千代田区永田町1丁目6番1号

被 控 訴 人 内 閣 総 理 大 臣  
安 倍 晋 三  
主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 控訴人の平成27年6月30日付けの公益財団法人日本陸上競技連盟に対する行政指導の要請に関し、被控訴人の不作為が違法であることを確認する。

第2 事案の概要

本件は、控訴人が、第15回世界陸上競技選手権大会の代表の選考方法に問題があるなどとして、公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「連盟」という。）に対して公開質問状を送付したところ、連盟から十分な回答が得られなかったことなどから、さらに、内閣府公益認定等委員会事務局に対し、①控訴人が提出した公開質問状に真摯に答えること、②代表選考の経緯を詳細に説明することについて、連盟への行政指導をするよう求める旨の文書を送付したものの、何ら行政指導がされないとして、その行政指導の求めに係る不作為の違法確認を求める事案である。

原審は、本件訴えは不適法でその不備を補正することができないとして、口頭弁論を経ないで、本件訴えを却下し、控訴人が控訴した。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件訴えは不適法でその不備を補正することができないから、これを却下すべきであると判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

なお、控訴人は、スポーツ選手の権利救済手段としては、他に適当な方法がなく、連盟を所管する内閣府に対して不作為の違法確認を求めるほかない旨主張するけれども、本件訴えについて控訴人は原告適格を有しないとの判断を左右するものではない。

2 以上のとおりであるから、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官 後 藤 博

裁判官 武 田 美 和 子

裁判官 南 部 潤 一 郎